

令和4（2022）年度 農政部事業概要説明会資料

目 次	ページ
I. 事業執行方針	1
II. 事業体系	2
III. 主要事業の概要	3
IV. 事業概要	
1 農産物ブランド推進班	
(1) 栃木の農産物ブランド価値深化推進事業費	
① ユニークセリングポイント活用プロジェクト推進事業費	9
② 「とちぎの星」プレミアム商品づくりプロジェクト推進事業	10
③ 「いちご王国」プロモーション関連事業	11
④ 県産農産物パートナーシップ構築推進事業	12
(2) とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費	
① とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費	13
② 輸出産地トータル支援事業費	14
③ 牛肉輸出産地拡大事業費	15
④ コメ輸出拡大支援事業費	16
⑤ 農産物輸出体制強化事業費	17
2 農業金融担当	
(1) 農業制度資金の概要等	18
(2) 農業制度資金の貸付条件等	19
(3) 農業制度資金における補助残融資の取扱い	20
3 団体指導担当 ※(1)はなし、P28削除	
(2) 農業共済制度	23
(3) 農業経営収入保険制度	26
4 農業協同組合検査班	
(1) 農協検査の概要	29
(2) 農協検査のフローチャート	30

令和4（2022）年4月

経済流通課

I 事業執行方針

「とちぎ農業未来創生プラン」を着実に推進し、国内外で「選ばれる栃木の農産物」の実現を図るため、県産農産物のブランド価値の深化や戦略的な輸出拡大に取り組むほか、農業経営の発展や農業関係団体の適正な事業運営を推進するため、次の事項に重点的に取り組む。

1 県産農産物のブランド価値の深化

県産農産物のブランド価値の更なる向上を図るため、県オリジナル品種の新たなユニークセリングポイントを発掘し、他産地との差別化に取り組むとともに、その特長を活かしたプロモーション等を実施するほか、「とちぎの星」のプレミアム商品づくりの支援などを行う。

また、「いちご王国・栃木」の県内外における更なる認知度向上を図るため、「いちご王国アンバサダー」のアイデアを活用したプロモーションを展開するとともに、「いちご王国・栃木の日」5周年記念イベントや「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」を活用したPRを実施するほか、長距離バスを活用した関西圏へのいちごの新たな物流ルートを開拓する。

2 県産農産物の戦略的な輸出拡大

官民一体のオール栃木体制で、令和7(2025)年度における県産農産物の輸出目標額10億円を実現するため、産地のマーケットインの取組や輸出先国の規制に対応した施設整備への支援等により、継続的に輸出可能な産地を育成する。

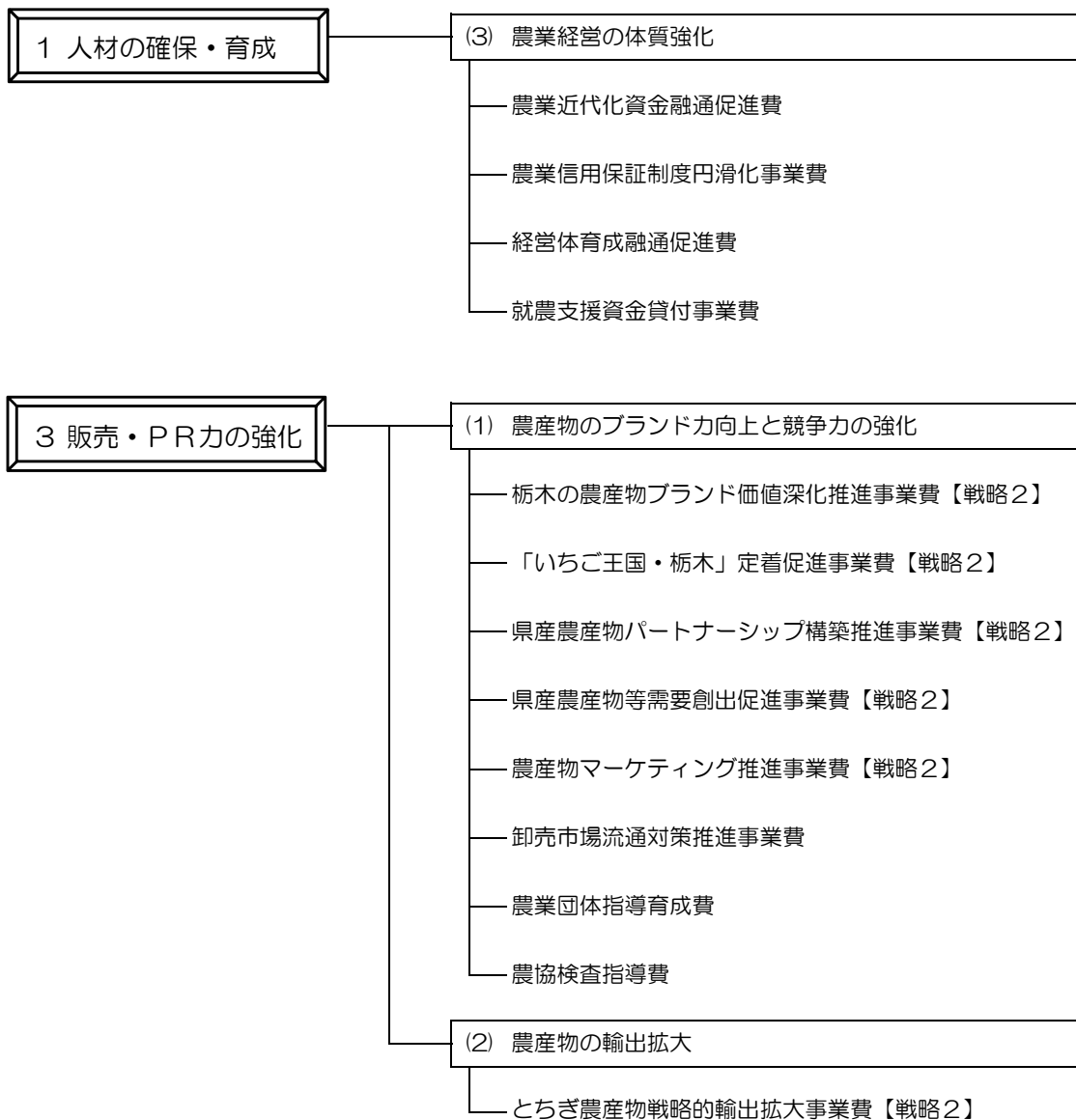
また、更なる販路の拡大を図るため、輸出先国の情勢に応じたプロモーションや新たな地域での国際見本市への出展に取り組むほか、輸出先国の規制に対応した試験的取組等を支援する。

3 農業制度金融の活用推進

農業者の自主性の発揮と創意工夫による経営の発展や円滑な新規就農を支援するため、各種施策との連携を図りながら効果的な制度資金等の活用を促進する。

4 農業関係団体の適正な事業運営の推進

農業協同組合及び農業共済組合の適正な事業運営を確保するため、農業協同組合法等に基づき検査・指導を実施する。



Ⅲ 主要事業の概要

経済流通課

【令和4(2022)年度当初予算】

(単位：千円)

事業名	事業の概要
<p>1 栃木の農産物ブランド価値 深化推進事業費 [一部新規]</p> <p>予算額 29,059</p> <p>〔国庫 3,114〕 〔特定 〕 〔一般 25,945〕</p>	<p>県オリジナル品種等について、品目、品種全体のブランド価値の更なる向上を図るため、栄養機能面や調理面における優位性の発掘や良食味「とちぎの星」のプレミアム化による家庭内消費の喚起等に取り組む。</p> <p>(1) ユニークセリングポイント活用プロジェクト推進事業費 (委託) 22,830</p> <p>県オリジナル品種「とちあいか」及び「もち絹香」の特長を生かしたメディア向け動画の作成やプロモーション等を実施するとともに、新たに「ゆめみどり」及び「かんびょう」のユニークセリングポイントを発掘し、他産地との差別化を図る。</p> <p>(2) 「とちぎの星」プレミアム商品づくりプロジェクト推進事業費 [一部新規] 6,229</p> <p>「とちぎの星」のプレミアム商品づくりを通じた生産技術の高位平準化を図るとともに、家庭用消費喚起を狙ったPRやプロモーションを実施する。</p> <p>① プレミアム商品ブランド力向上対策事業費 (補助) 1,056</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：(一社)とちぎ農産物マーケティング協会 ・補助対象：食味審査会の開催等 ・補助率：1/2 <p>② 「とちぎの星」デジタルマーケティング費 (委託) 3,993</p> <p>PR動画の作成・配信</p> <p>③ プレミアム「とちぎの星」販売促進事業費[新規] (補助) 1,180</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：(一社)とちぎ農産物マーケティング協会 ・補助対象：消費者向けPRイベントの開催 ・補助率：1/2

事業名	事業の概要
<p>2 「いちご王国・栃木」定着促進事業費 [一部新規]</p> <p>予算額 39,578</p> <p>〔国庫 6,755〕 〔特定 〕 〔一般 32,823〕</p>	<p>「いちご王国・栃木」の全国的な認知度向上のため、県内、首都圏及び関西圏でのプロモーションや、アンバサダーのアイデアを生かした「いちご王国・栃木の日」5周年記念イベントを展開するとともに関西圏への物流を新たに構築する。</p> <p>(1) 「いちご王国」全国展開プロモーション事業費（委託） 35,433</p> <p>① 「いちご王国」プロモーション推進費 584</p> <p>② 「いちご王国」パートナー活用プロモーション事業費 605</p> <p>③ 「いちご王国」関西圏プロモーション事業費[一部新規] 7,044</p> <p>④ 県有施設活用プロモーション事業費 968</p> <p>⑤ J R 重販連携プロモーション事業費 6,158</p> <p>⑥ 鉄道駅活用プロモーション事業費 2,614</p> <p>⑦ 「いちご王国」アンバサダー活用型プロモーション事業費[新規] 7,460</p> <p>⑧ 「いちご王国」周年プロモーション事業費[新規] 7,000</p> <p>⑨ いちご一会「いちご王国」プロモーション事業費[新規] 3,000</p> <p>(2) 新品種等ブランド価値定着促進事業費（補助） 968</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業団体等 ・補助対象：アバターシステムを活用した量販店等での販売促進PR ・補助率：1/2 <p>(3) いちご新規物流システム開拓事業費[新規]（委託） 3,177</p> <p>関西圏へのいちご流通ルートの構築に向けた長距離バスを活用した輸送試験等</p>
<p>3 県産農産物パートナーシップ構築推進事業費 [継続]</p> <p>予算額 6,827</p> <p>〔国庫 〕 〔特定 6,827〕 〔一般 〕</p>	<p>飲食店での県産農産物の利用を促進するため、卸売市場関係など農産物流通に携わる事業者との連携やレストランシェフ等実需者に対する情報発信を強化するとともに、首都圏商業施設等においてPRイベントを開催する。</p> <p>(1) 首都圏における県産農産物活用推進事業費（補助） 4,264</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：（一社）とちぎ農産物マーケティング協会 ・補助対象：飲食店への利用促進及びメニューフェアの開催等 ・補助率：1/2 <p>(2) 関西圏における県産農産物魅力発信事業費（委託） 2,385</p> <p>関西圏における本県の認知度向上と県産農産物の利用促進のための飲食店におけるメニューフェアの開催</p> <p>(3) Eマーク食品PR支援事業費（補助） 178</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：とちぎのEマーク食品協議会 ・補助対象：県産農産物を主原料とする「とちぎのEマーク食品」の魅力をもPRするフェアの開催 ・補助率：1/2

事業名	事業の概要
<p>4 とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費 [一部新規]</p> <p>予算額 138,765 〔 国庫 104,389 特定 一般 34,376 〕</p>	<p>県産農産物の更なる輸出拡大を図るため、官民が一体となって、戦略的かつ継続的に事業を実施するとともに、アフターコロナを見据え、新たな販路開拓に向けた取組を展開する。</p> <p>(1) 輸出産地・生産者拡大支援事業費 27,002</p> <p>① 輸出産地トータル支援事業費[組替新規] (委託、補助) 6,459</p> <p>輸出に関心のある生産者向け基礎セミナーの開催、輸出に意欲のある生産者に対する専門家の派遣、海外での販売促進活動やマーケティング活動支援、マーケットイン輸出に向けた取組支援等</p> <p>② 牛肉輸出産地拡大事業費 (委託、補助) 1,490</p> <p>新たに輸出に取り組み始めた生産者の経営状況調査等</p> <p>③ コメ輸出拡大支援事業費 (補助) 5,853</p> <p>ア 販路拡大推進事業費 5,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業法人・農業団体等 ・補助対象：海外でのテストマーケティング等 ・補助率：1/2 <p>イ 栃木のお米超低コスト生産対策事業費 853</p> <p>④ いちご輸出先進技術導入実践事業費 (補助) 1,500</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業団体等 ・補助対象：いちごの鮮度保持や特殊梱包資材の導入等 ・補助率：1/2 <p>⑤ なし輸出産地育成対策事業費 (補助) 1,700</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業団体等 ・補助対象：ベトナム等での検疫規制に対応するための資材設置等 ・補助率：1/2 <p>⑥ 輸出向けHACCP等対応施設整備事業費[新規] (補助) 10,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業法人 ・補助対象：輸入規制に対応するための選果・こん包施設の選果ライン整備等 ・補助率：1/2

事業名	事業の概要
	<p>(2) 輸出先国別県産農産物戦略的販路拡大事業費 98,339</p> <p>① 東南アジア・香港輸出力強化事業費 (委託) 18,026 輸出先国の情勢に応じたプロモーションの展開 東南アジア：マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム</p> <p>② EU販路開拓事業費[新規] (委託) 4,604 国際見本市等を活用した販路開拓</p> <p>③ アメリカ牛肉フルセット輸出拡大事業費 (委託) 8,399 牛肉の輸出拡大を図るためのロイン系以外の新部位も含めたアメリカでのカッティングセミナー及びメニューフェア等の開催</p> <p>④ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費[新規] (補助) 61,055 ・事業主体：食肉処理施設や輸出事業者等によるコンソーシアム ・補助対象：アメリカやEUにおけるプロモーションの実施、動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組等 ・補助率：定額</p> <p>⑤ 北関東3県広域連携事業費 (委託) 5,468 UAEにおける北関東3県連携による合同プロモーションの実施</p> <p>⑥ 知的財産対策費 (委託、補助) 787 いちご新品種等の知的財産を保護するための海外商標の出願等 ・事業主体：(一社)とちぎ農産物マーケティング協会 ・補助率：定額</p> <p>(3) 農産物輸出体制強化事業費 13,424</p> <p>① 輸出促進員設置費 (委託) 13,018 輸出促進員等による輸出産地への支援やバイヤーへの販促活動等</p> <p>② とちぎ農産物輸出促進会議運営事業費 406</p>
<p>5 県産農産物等需要創出促進事業費</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>予算額 5,051</p> <p>〔 国庫 特定 一財 5,051 〕</p>	<p>本県農業と食品産業との連携強化のための体制整備を支援する。</p> <p>・事業主体：(一社)栃木県食品産業協会 ・補助対象：食品関連企業等への技術・経営指導等 ・補助率：定額</p>
<p>6 農産物マーケティング推進事業費</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>予算額 6,430</p> <p>〔 国庫 特定 一財 6,430 〕</p>	<p>県産農産物のブランド力強化や販路の開拓、とちぎの食材活用の提案等総合的なマーケティング対策の展開を支援する。</p> <p>・事業主体：(一社)とちぎ農産物マーケティング協会 ・補助対象：県産農産物のイメージアップのための宣伝広告等 ・補助率：1/3(運営費)、定額(人件費)</p>

事業名	事業の概要								
<p>7 「とちぎのいいもの」販売 推進事業費 [継続]</p> <p>予算額 22,029</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国庫</td> <td style="border-right: 1px solid black;">36</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">一財</td> <td style="border-right: 1px solid black;">21,993</td> </tr> </table> <p>※産業労働観光部で予算計上</p>	国庫	36	一財	21,993	<p>「栃木県企業誘致・県産品販売推進本部」による県産品・観光のPR や販路開拓・拡大に向けた取組を推進する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 販路開拓・観光誘致推進事業費</td> <td style="text-align: right;">20,415</td> </tr> <tr> <td>(2) 「とちぎのいいもの」商談会開催事業費</td> <td style="text-align: right;">1,614</td> </tr> </table>	(1) 販路開拓・観光誘致推進事業費	20,415	(2) 「とちぎのいいもの」商談会開催事業費	1,614
国庫	36								
一財	21,993								
(1) 販路開拓・観光誘致推進事業費	20,415								
(2) 「とちぎのいいもの」商談会開催事業費	1,614								
<p>8 卸売市場流通対策推進事業 費 [継続]</p> <p>予算額 109</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国庫</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">特 定</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">一 般</td> <td style="border-right: 1px solid black;">109</td> </tr> </table>	国庫		特 定		一 般	109	<p>生鮮食料品等の取引の適正化を図るため、卸売業者の財務診断を実施し、卸売市場の安定的な経営を支援する。</p> <p>・財務診断実施：2社</p>		
国庫									
特 定									
一 般	109								
<p>9 農業団体指導育成費 [継続]</p> <p>予算額 495</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国庫</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">特 定</td> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">一 般</td> <td style="border-right: 1px solid black;">495</td> </tr> </table>	国庫		特 定		一 般	495	<p>農業協同組合法に基づく農協等に対する指導及び農業保険法に基づく農業共済組合に対する検査・指導を実施する。</p>		
国庫									
特 定									
一 般	495								
<p>10 農協検査指導費 [継続]</p> <p>予算額 8,831</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国庫</td> <td style="border-right: 1px solid black;">19</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">一 般</td> <td style="border-right: 1px solid black;">8,812</td> </tr> </table>	国庫	19	一 般	8,812	<p>農業協同組合の健全な運営を図るため、農業協同組合法に基づき業務及び会計状況の検査を行う。</p> <p>・検査対象：10組合(総合農協)</p>				
国庫	19								
一 般	8,812								

事業名	事業の概要
<p>11 農業制度金融融通促進費 [継続]</p> <p>予算額 102,827</p> <p>〔国庫 特定 一財 102,827〕</p>	<p>(1) 農業近代化資金金融融通促進費 99,100 担い手農業者の経営発展を促進するため、自主性と創意工夫を生かした農業投資を行う認定農業者等が借り受ける資金について、利子補給を行う。 ≪融資枠≫ ① 農業近代化資金 35億円 ・産地基盤強化促進資金 1億円 ・認定農業者育成確保資金 20億円 ・担い手育成資金 1億円 ・一般資金 12億円 ・災害復旧支援資金 1億円 ② 農業経営負担軽減支援資金 3.5億円</p> <p>(2) 農業信用保証制度円滑化事業費 339 担い手農業者に対する資金融通の円滑化を図るため、栃木県農業信用基金協会が行う保証基盤の充実を支援する。 ・事業主体：栃木県農業信用基金協会 ・補助対象：農業制度資金の貸付リスクに備えるための特別準備金の積立 ・補助率：2/3(農業近代化資金分等)、10/10(旧就農支援資金分)</p> <p>(3) 経営体育成融通促進費 3,388 認定農業者の農業経営改善計画の達成を支援するため、長期資金及び短期運転資金について利子助成等を行う。 ≪融資枠≫ 農業経営改善促進資金 [スーパーS] 1億円</p>
<p>12 就農支援資金貸付事業費 [継続]</p> <p>予算額 61,320</p> <p>〔国庫 特定 一財 1,763〕</p>	<p>農業者等の就農の促進及び農業経営の改善を支援するため貸し付けた無利子資金の償還等を行う。</p> <p>(1) 就農支援資金 59,650</p> <p>(2) 農業改良資金 1,670</p>

栃木の農産物ブランド価値深化推進事業費のうち

ユニークセリングポイント活用プロジェクト推進事業

予算額 22,830千円

県オリジナル品種等について、栄養・機能性成分や調理面での優位性などを見出し、発掘したユニークセリングポイントをメディア等の活用によりPRし、消費者が感じる価値につなげることで、品種・品目全体のブランド価値を高めていく。

1 県オリジナル品種等のユニークセリングポイントの発掘

○県産オリジナル品種等の栄養成分、機能性成分や調理時に優位となる特性等の分析調査の実施（委託 6,328千円）

2 ユニークセリングポイントの評価及び売り込み手法の設計

○学識経験者、野菜ソムリエ、調理師等をメンバーとしたプロジェクトチームによる検討（509千円）

○農産物に対するイメージ調査の実施（委託 1,505千円）

3 ユニークセリングポイントを活用したメディア向け情報発信（新規）

○消費者向けに特長を訴求する情報動画の作成及びメディア等の活用によるPR（委託 3,388千円）

4 量販店等におけるテストマーケティング（新規）

○店頭表示のための栄養機能性の継続分析（委託 2,322千円）

○首都圏量販店等におけるユニークセリングポイントをPRしたテストマーケティングの実施（委託 4,550千円）

	R3	R4	R5	R6	R7
ユニークセリングポイントの発掘	 【もち絹香】【ゆめみどり】 【とちあいか】 【かんびょう*】 【うど*】				
ユニークセリングポイントの評価及び売り込み手法の設計	 【もち絹香】 【ゆめみどり】 【とちあいか】 【かんびょう*】 【うど*】				
メディア向け情報サンプルの作成		 【もち絹香】 【ゆめみどり】 【とちあいか】 【かんびょう*】 【うど*】			
プロモーション及び商品評価		 ユニークポイントが発掘された農産物について、継続的に実施			

※栃木県産が圧倒的なシェアを誇るため、品種ではなく、品目でPR

令和3年産から県下全域に作付けが拡大された「とちぎの星」について、プレミアム商品づくりを通じた生産技術の高位平準化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大により減少した業務用需要から、家庭内での消費を拡大させるためのPR、プロモーションに取り組む。

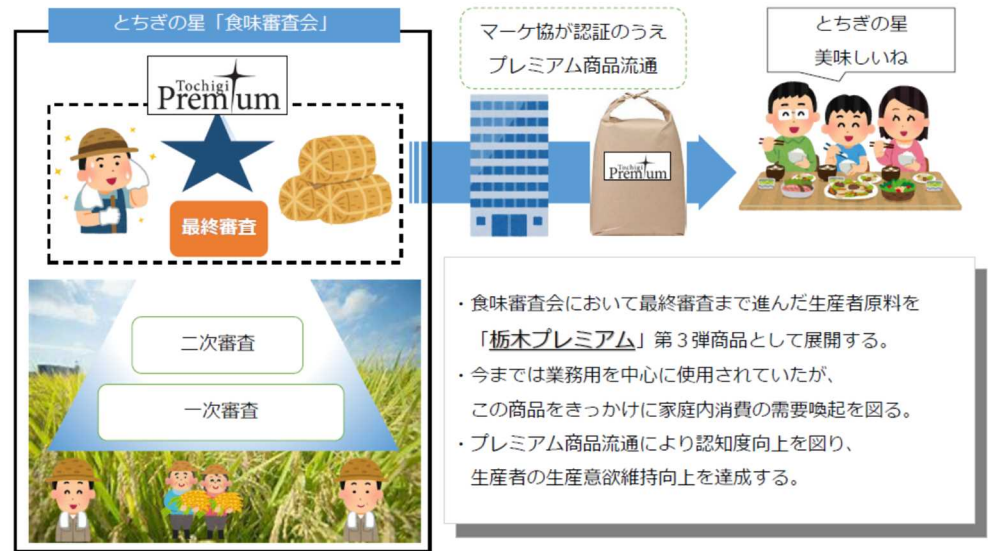
1 プレミアム「とちぎの星」ブランド力向上対策事業費

- (1) 事業主体 (一社) とちぎ農産物マーケティング協会
- (2) 事業内容
 - ア 食味審査に向けた機器分析 (一次、二次)
 - イ 食味審査会及び表彰式、食味向上や米の流通に関する講演会の開催
- (3) 予算額 1,056千円
- (4) 補助率 1/2以内



2 プレミアム「とちぎの星」プロモーション事業費

- (1) 事業主体 県 (委託)
- (2) 事業内容
 - ア 内容 家庭内での消費拡大に向けたイメージ動画作成、配信及び分析検証
 - イ 配信予定回数 50万回以上
- (3) 予算額 3,993千円



3 プレミアム「とちぎの星」販売促進事業費

- (1) 事業主体 (一社) とちぎ農産物マーケティング協会
- (2) 事業内容 首都圏量販店・百貨店、県内ホテル・旅館等での消費者向けPRイベントの開催
- (3) 予算額 1,180千円
- (4) 補助率 1/2以内

「いちご王国」プロモーション関連事業について（一部新規） 予算額 39,578 千円

「いちご王国・栃木」の全国的なイメージを定着させるため、県内はもとより首都圏、関西圏等でのプロモーションを展開するとともに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催を契機としたPRやアンバサダーのアイデアを生かした「いちごスイーツコンテスト」の開催など、周年でのプロモーション、関西圏への新規物流の構築などを実施する。

(1) 「いちご王国」全国展開プロモーション事業費（委託）

予算額 35,433 千円

- ア 「いちご王国」プロモーション推進
「いちご王国」プロモーション推進委員会の開催、協賛事業の募集
- イ 「いちご王国」パートナー活用プロモーション
既協賛事業者の効果的な取組PRによる協賛事業者の拡大
- ウ 「いちご王国」関西圏プロモーション
在阪百貨店、商業施設等におけるPRイベントの開催
- エ 県有施設活用プロモーション
とちぎ花センターで開催する「花と苺のフェスティバル」と連携したプロモーションの実施
- オ JR重販連携プロモーション
JR東日本の重点販売期間(1~3月)と連携した首都圏JR駅商業施設等でのいちごメニューフェア、PRイベント等の開催
- カ 鉄道駅活用プロモーション
県内の駅構内のいちご装飾及び撮影スポット等の設置、改修
- キ 「いちご王国」アンバサダー活用型プロモーション
「いちご王国」アンバサダーのアイデアを生かした、コラボ企画の実施、「いちご王国」総合サイトでのキャンペーンの実施、「いちご王国・栃木の日」5周年記念イベントの開催

ク 「いちご王国」周年プロモーション事業

いちごスイーツコンテストやスイーツマルシェの開催、“夏のいちご王国”ガイドマップ編集、県庁周辺や県内集客施設等の周年いちご装飾、いちご王国栄誉賞の創設など冬期に限らない周年プロモーションを実施

ケ いちご一会「いちご王国」プロモーション事業

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催を契機とし、全国からの来県者に向け「いちご王国・栃木」をPRするため、会場のいちご装飾や撮影スポットを設置し、いちご加工品の配布・販売などを実施

(2) 新品種等ブランド価値定着促進事業費 予算額 968 千円

「とちあいか」を初めとする県産いちごのPRやアバターシステムによる県産いちごPR活動を支援

- ・事業主体：農業団体等
- ・補助率：1/2以内



(3) いちご新規物流システム開拓事業費（委託） 予算額 3,177 千円

本県産いちごのシェアの低い関西圏において、需要に細やかに対応できる長距離高速バスを活用した新たな物流ルートを構築

【農政部経済流通課】

県産農産物パートナーシップ構築推進事業（継続）

予算額 6, 8 2 7 千円

卸売市場関係者など流通に携わる事業者との連携により、飲食店での県産農産物の利用を促進するとともに、レストランシェフ等実需者への情報発信の強化、首都圏のイベントスペースでのPRイベントの開催等を通じ県産農産物の認知度向上を図る。

1 首都圏における県産農産物活用推進事業費 予算額 4, 2 6 4 千円

(1) 協議会の開催

ア 事業主体 県

イ 事業内容

県産農産物の飲食店における利用促進を図る推進母体として市場を核とした協議会（市場、県（東京事務所）、マーケ協等）を開催し、市場の特性を生かした飲食店への売り込み方策を検討

(2) 飲食店への利用促進及び県産農産物を活用したメニューフェアの開催

ア 事業主体 (一社)とちぎ農産物マーケティング協会(補助)

イ 事業内容 農産物電子カタログの拡充、SNSを活用した実需者等への情報発信、メニューフェアの開催

ウ 補助率 1/2以内

2 関西圏における県産農産物魅力発信事業費 予算額 2, 3 8 5 千円

(1) 事業主体 県(委託)

(2) 事業内容

ア 開催時期 11月・2月頃(2週間程度)

イ 開催場所 大阪市内商業施設

ウ 開催内容 県産農産物を活用したメニューフェアの開催



3 Eマーク食品PR支援事業費 予算額 1 7 8 千円

(1) 事業主体 とちぎのEマーク食品協議会(補助)

(2) 事業内容 県内サービスエリアや集客施設においてEマーク食品の魅力を実需者にPRするイベントを開催

(3) 補助率 1/2以内

とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費

予算額 138,765千円

令和7年度の県産農産物輸出額10億円を目指し、輸出産地の育成による供給力の強化を図るとともに、輸出先国の状況を踏まえたプロモーションやデジタル技術を活用した情報発信により、輸出促進を図る。

1 輸出産地・生産者拡大支援事業費

(1) 輸出産地トータル支援事業費【組替新規】

- ① 事業内容 輸出基礎セミナーの開催、専門家の派遣や輸出入事業者とのマッチング、販売促進活動や品質向上の取組等を輸出に取り組む段階に応じて支援
- ② 事業主体 県（委託）、農業団体等（補助率 1/2）
- ③ 予算額 6,459千円

(2) 牛肉輸出産地拡大事業費【継続】

- ① 事業内容 牛生産者の経営状況調査、肉輸出産地拡大に向けた農業団体等の取組支援
- ② 事業主体 県（委託）、農業団体等（補助率 1/2）
- ③ 予算額 1,490千円

(3) コメ輸出拡大支援事業費【継続】

- ① 事業内容 輸出用米の生産・販売の取組を一体的に支援
- ② 事業主体 農業団体等（補助率 1/2）
- ③ 予算額 5,853千円

(4) いちご輸出先進技術導入実践事業費【継続】

- ① 事業目的 鮮度保持・特殊梱包輸送資材等の導入支援
- ② 事業主体 農業団体等（補助率 1/2 以内）
- ③ 予算額 1,500千円

(5) なし輸出産地育成対策事業費【継続】

- ① 事業目的 輸出先国の検疫条件に対応するための産地取組の支援
- ② 事業主体 農業団体等（補助率 1/2 以内）
- ③ 予算額 1,700千円

(6) 輸出向けHACCP等対応施設整備事業費【新規】

- ① 事業目的 輸出先国の認証取得に必要な施設整備等を支援
- ② 事業主体 農業団体等（補助率 1/2 以内）
- ③ 予算額 10,000千円

2 輸出先国別県産農産物戦略的販路拡大事業費

(1) 東南アジア・香港輸出力強化事業費【継続】

- ① 事業内容 輸出先国ごとの情勢に応じた県産農産物プロモーションやバイヤー招へい等
- ② 事業主体 県（委託） ③ 予算額 18,026千円

(2) EU販路開拓事業費【新規】

- ① 事業内容 EUの販路開拓のため国際見本市等を活用したプロモーション
- ② 事業主体 県（委託） ③ 予算額 4,604千円

(3) アメリカ牛肉フルセット輸出拡大事業費【継続】

- ① 事業内容 牛肉のロイン系以外の部位の輸出を拡大するためのプロモーション
- ② 事業主体 県（委託） ③ 予算額 8,399千円

(4) 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費【新規】

- ① 事業内容 牛肉輸出拡大に向けた海外プロモーションや動物福祉への試験的取組を支援
- ② 事業主体 コンソーシアム ③ 予算額 61,055千円

(5) 北関東3県広域連携事業費【継続】

- ① 事業内容 UAEにおける北関東3県連携による合同プロモーション
- ② 事業主体 県（委託） ③ 予算額 5,468千円

(6) 知的財産対策費【継続】

- ① 事業内容 いちご新品種等の知的財産を保護するための海外での商標出願等
- ② 事業主体 県（委託）、（一社）とちぎ農産物マーケティング協会（補助率 定額） ③ 予算額 787千円

3 農産物輸出体制強化事業費

(1) 輸出促進員設置費【継続】

- ① 事業内容 防疫ノウハウを持つ輸出促進員等によるバイヤーへの販促活動や市場調査等
- ② 事業主体 県（一社）とちぎ農産物マーケティング協会への委託
- ③ 予算額 13,018千円

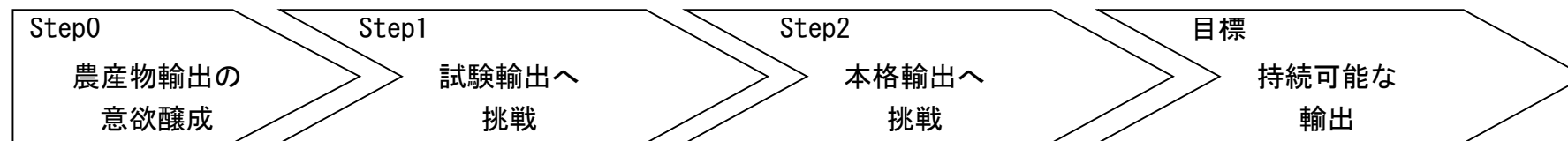
(2) とちぎ農産物輸出促進会議運営事業費【継続】

- ① 事業内容 市町、農業団体、輸出企業等からなる「とちぎ農産物輸出促進会議」の開催
- ② 事業主体 県 ③ 予算額 406千円

輸出産地トータル支援事業費

予算額 6,459 千円

継続可能な輸出に取り組む産地を育成するため、輸出に取り組む生産者等を対象に、取組状況に応じて【意欲醸成】【試験輸出】【本格輸出への挑戦】を支援する。



輸出に取り組む生産者の育成・支援
〔県・委託〕
【PDCA サイクルにより商流確立までを支援】

輸出に取り組む産地の支援
〔補助：事業主体（生産者、農業団体等）〕
【商流が拡大し、持続可能な取組までを支援】

Step0 意欲醸成（基礎セミナーの開催） 【事業費 389 千円】

対象者：輸出に関心がある者
主要内容：○基礎セミナーの開催
・全体セミナー（1回）
・地区セミナー（2回、県北、県央、県南）
事業主体：県（委託）

Step1 試験輸出への挑戦 【事業費 2,570 千円】

対象者：輸出に取り組む意思決定をした者
主要内容：○試験輸出に向けたアドバイザーの派遣
・試験輸出に向けた行動計画の策定
・輸出事業者とのマッチング
・商談支援、フォローアップ
事業主体：県（委託）

Step2 本格輸出への挑戦（輸出に取り組む産地支援） 【事業費 3,500 千円】

事業主体：既に輸出に取り組む産地（農業団体等）
主要内容：本格輸出に向けて産地自らが輸出課題を抽出
その解決に向けて提案した取組への補助
※マーケットインの取組を優先採択
想定例：海外プロモーション、マーケット調査
補助率：1/2 以内
公募方法：年3回（6月、9月、12月）
補助対象経費
旅費（国内及び海外）、国内輸送費、海外輸送費
使用料、賃借料（出展料等）、消耗品費、通信運搬費
印刷製本費、委託料、報償費、会議費、役員費
広告宣伝費、労務費、その他県が認めるもの

【農政部経済流通課】

牛肉輸出産地拡大事業費（組替新規）

予算額 1,490 千円

牛肉輸出に取り組む生産者を確保し、県産牛肉の輸出を拡大するため、輸出に取り組む生産者の経営の変化について調査し、牛肉輸出のメリットを提示するとともに、生産者、食肉センター、輸出事業者など関係者が一体となった取組を支援する。

1 生産者経営状況調査 予算額 615 千円

(1) 事業内容

- 新たに牛肉輸出に取り組み始めた生産者の経営改善支援（畜産コンサルタントの専門的なアドバイス）
- 新たに牛肉輸出に取り組み始めた生産者の経営改善状況調査

(2) 事業主体 県（委託）

2 牛肉輸出拡大支援補助金 予算額 875 千円

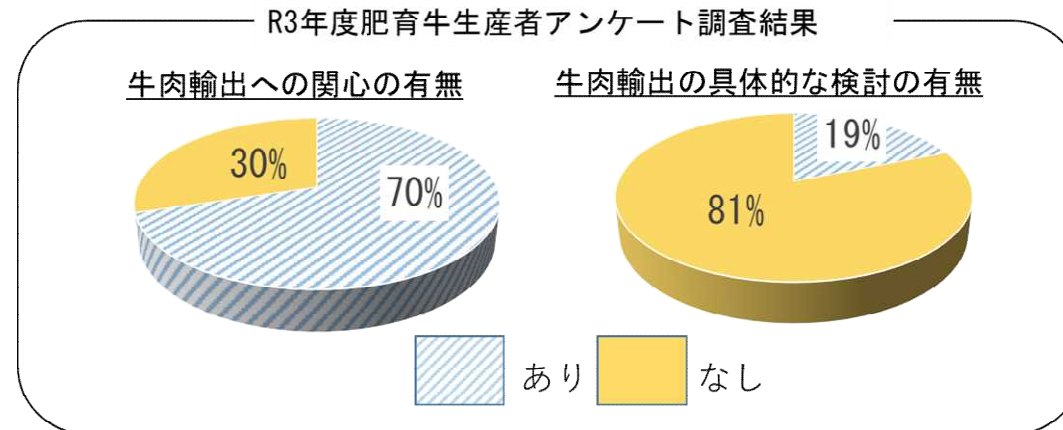
(1) 事業内容

- 輸出に関係するプレーヤーがそれぞれの役割を果たすために必要な取組に対する助成

- 【取組の想定】
- ・頭絡による肉牛の安全な取扱いに関する講習会の開催 等
 - ・牛肉輸出セミナーの開催

(2) 事業主体 農業団体等

(3) 補助率 1/2 以内



【農政部経済流通課】

コメ輸出拡大支援事業費（一部新規）

予算額 5,853 千円

県産米の輸出拡大を図るため、生産者等による輸出用米の生産・販売の取組を一体的に支援し、モデル経営体等を育成するとともに、その取組を県内の他の産地に普及させることでコメ輸出産地の育成を図る。

【生産対策】

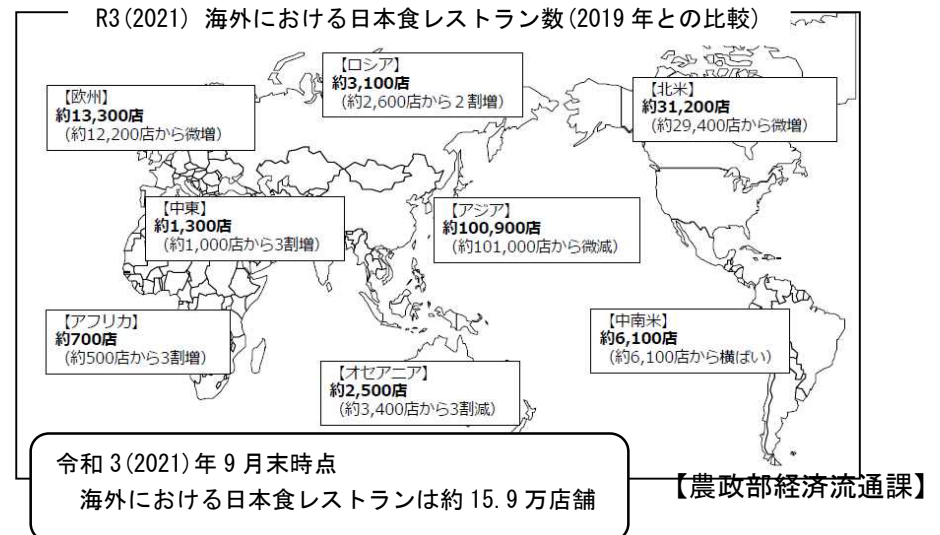
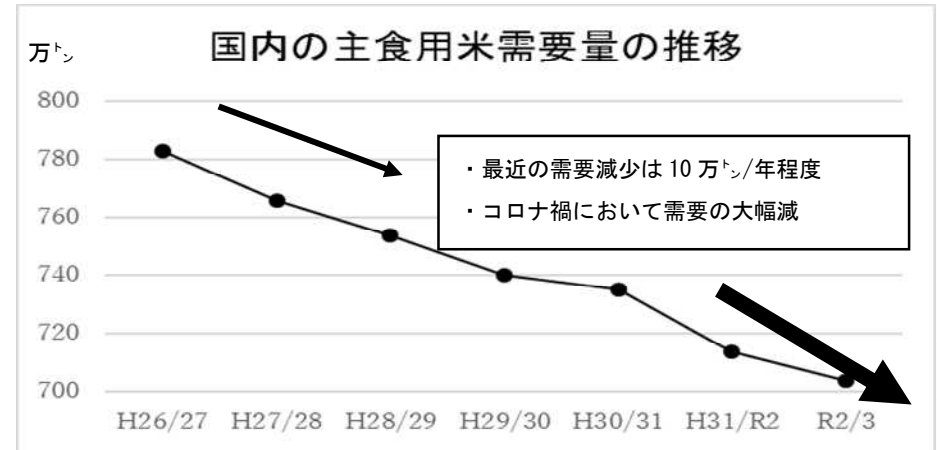
栃木のお米超低コスト生産対策事業費 853 千円

- 1 地域に適した超低コスト生産の実証等の取組に対する助成
 - (1) 事業主体 : 農業法人等
 - (2) 補助率 : 1/2 以内
 - (3) 補助限度額 : 700 千円
- 2 超低コスト生産推進セミナーの開催
 - (1) 事業主体 : 県
 - (2) 開催内容 : 事業の成果報告を中心としたセミナー

【流通対策】

販路拡大推進事業 5,000 千円

- 1 生産者等が実施する、海外テストマーケティングに係る費用の補助
 - (1) 事業主体 : 農業法人、農業者が組織する団体、JA 等
 - (2) 補助率 : 1 / 2 以内
 - (3) 補助対象経費
旅費（国内及び海外）、国内輸送費、海外輸送費
使用料、賃借料（出展料等）、消耗品費、通信運搬費
印刷製本費、委託料、報償費、会議費、役員費
広告宣伝費、労務費、その他県が認めるもの
- 2 採択要件
 - (1) 事業実施期間内にコメ又はコメ加工品の輸出に取り組むこと。



農産物輸出体制強化事業費

予算額 13,424 千円

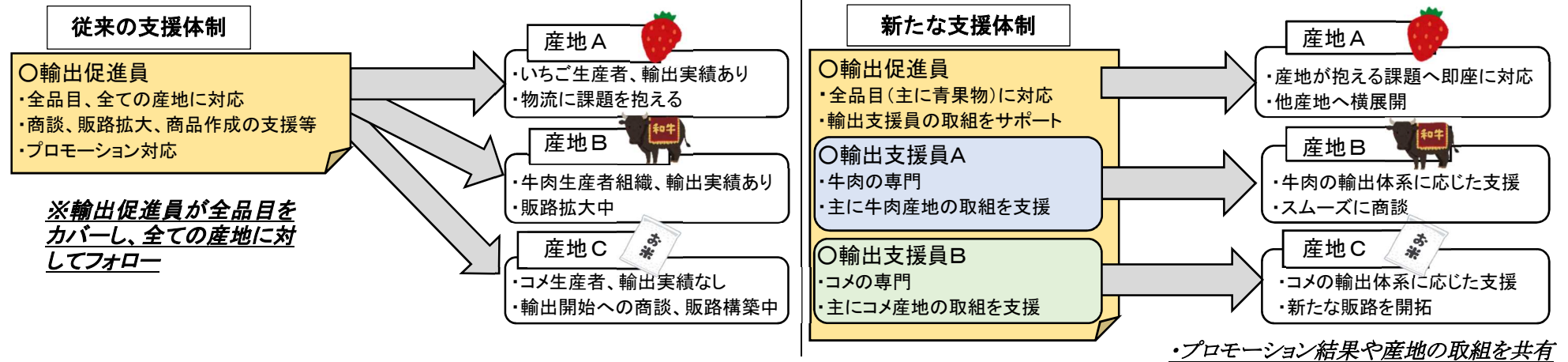
海外から選ばれる産地づくり及び海外バイヤー等との関係強化を図るため、農産物輸出のノウハウを持つ輸出促進員等を設置し、マーケットインに基づく産地の取組への支援や海外での販促活動等を行う。

1 輸出促進員設置費

予算額 13,018 千円

- (1) 事業主体：
県（委託：（一社）とちぎ農産物マーケティング協会）
- (2) 事業内容：
・輸出促進員の設置 1 人（主に青果物）
輸出支援員の設置 2 人（牛肉、コメで各 1 名）
・産地の取組への一体的な支援や海外での販促活動等
〈取組イメージ〉

	促進員	支援員	備考
産地支援(国内出張有)	○	○	各品目の商談やサンプル輸送等の支援
海外進出企業の需要調査	△	○	主に牛肉・コメの需要発掘
海外プロモ	○	△	プロモ計画時に意見集約し反映
海外渡航	○	△	促進員を主とし、品目により支援員
情報発信	○	△	SNS 等を活用した情報発信
職種区分	常勤	非常勤	



2 とちぎ農産物輸出促進会議運営事業費

予算額 406 千円

行政、農業団体、輸出事業者などが、目指すべき方向や関連情報を共有し、オール栃木体制で県産農産物の輸出を促進するため「栃木県産農産物輸出促進会議」を開催する。

- ・参集範囲：県、市町、農業団体、輸出事業者、金融機関等 約 70 者

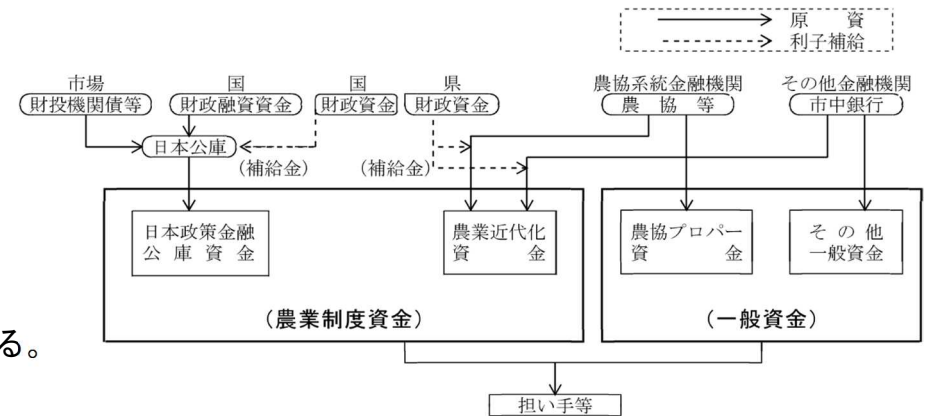
【農政部経済流通課】

2(1) 農業制度資金の概要等

1 農業制度資金とは

農業経営者に対する融資のうち、国による制度設計の下、公的資金を活用した中長期・低利の資金を「農業制度資金」と総称している。農業制度資金には全額政府出資の(株)日本政策金融公庫が財政融資資金等を原資とするものと、農協、銀行等が預貯金を原資とするものがあり、国又は地方公共団体が利子補給を行うことにより低利での融資を実現している。

また、農協、銀行等の民間プロパー資金を「一般資金」としている。



○本県で利用の多い資金の比較

項目 \ 資金	農業近代化資金	農業経営基盤強化資金
融資機関	農協等民間金融機関等	(株)日本政策金融公庫
原資	農協系統資金	財政融資資金等
貸付条件	中長期・低利	長期・低利
主な対象	認定農業者等が農業経営改善を図るための機械・施設運転資金等	認定農業者が農業基盤強化、農業経営改善を図るための農地・機械・施設資金等

2 農業制度資金の金利 【別紙参照】

金利（基準金利、貸付利率）は、一般経済金融情勢の変化等を総合的に勘案して変動する。

2(2) 農業制度資金の貸付条件等

						(利率：R4.2.18 現在)	
	資金区分 (主な資金使途等)	貸付対象者	貸付利率 (%)	限度額 (万円)	償還期限 (年)		
						うち据置 (年)	
農協等の民間金融機関	産地基盤強化促進資金 〔建物や機械等の取得、家畜の購入等（規模拡大等に取り組む認定農業者を対象とした）〕	認定農業者	0.05～0.33 認定農業者向け利子助成により実質負担金利0%（注1参照）	個人 1,800 法人 3,600	施設 15年以内 機械 7年以内	施設 7年以内 機械 2年以内	
	認定農業者育成確保資金 〔建物や機械等の取得、家畜の購入等〕		0.30～0.33 認定農業者向け利子助成により実質負担金利0%（注1参照）				
	担い手育成資金 〔建物や機械等の取得、家畜の購入等〕	新規就農者、認定新規就農者、集落営農組織等	0.30	個人 1,800（事業費の80%以内） 集落営農法人 1,800（事業費の100%以内）	施設 15年以内 〔認定新規就農者 償還期限17年以内、据置5年以内〕 機械 7年以内 〔認定新規就農者 償還期限10年以内、据置5年以内〕	施設 3年以内 機械 2年以内	
	一般資金 〔建物や機械等の取得、家畜の購入等〕	農業者、農業者等の組織する団体、農業参入法人、農協等	0.50	個人 1,800 法人 20,000 農業参入法人 15,000 農協等 150,000	施設 15年以内 〔共同利用施設 20年以内〕 機械 7年以内 〔共同利用施設 10年以内〕	施設 3年以内 機械 2年以内	
公庫資金（日本政策金融公庫）	◎農業改良資金 〔施設の改良・造成又は取得、永年性植物の植栽又は育成、農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良等〕	持続農業法、六次産業化法、農商工連携法等の特例法による認定者	無利子	個人 5,000 法人、団体 15,000	12年以内	3年以内 〔特定地域資金等においては、5年以内〕	
	◎農業経営基盤強化資金（スーパーL）＊ 〔建物・機械・農地取得、家畜の購入、加工処理・販売施設の取得、負債整理等〕	認定農業者	0.17～0.30 一定の要件を満たす認定農業者に対して実質無利子化措置を適用（注3参照）	個人 30,000（複数部門経営等は6億円） 100,000（協調融資に応じ30億円）	25年以内	10年以内	
	◎経営体育成強化資金＊ ★：償還負担の軽減部分 〔既往借入金等の償還負担の軽減及び前向き投資資金〕	農業者（個人・法人）、集落営農組織、農業参入法人等	0.50	①経営改善 負担額の80% ②負担軽減 個人：1,000 法人：4,000 ③償還円滑化資金 経営改善期間中の5年間の既往借入金の元金 但し、①～③の合計額が 個人：15,000 法人：50,000	25年以内	3年以内	
	農林漁業セーフティネット資金＊ 〔農業経営の維持安定に必要な長期運転資金〕	農林漁業者 ※認定農業者、認定就農者、集落営農組織	0.17～0.45	600 （一定要件を満たすものは、年間経費の6/12、3/12）	10年以内	3年以内	
	◎青年等就農資金 〔農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等のための資金〕	認定新規就農者	無利子	一般 3,700 特認 10,000	17年以内	5年以内	
	農業基盤整備資金＊ 〔農地の改良、造成〕	土地改良区等	0.50～0.65	地元負担額	25年以内	10年以内	
	畜産経営環境調和推進資金 〔「処理高度化施設整備計画」に必要な施設等導入のための資金〕	左記計画を作成して知事の認定を受けた者	補助 0.50 非補助 0.50	1.2のいずれか低い額（注4参照） 1.負担金の80%（特認90%） 2.個人 3,500万円（特認 1.2億円） 法人 7,000万円（特認4億円）	20年以内 〔出資に係るもの 15年以内〕	3年以内	
農協等の民間金融機関	農業経営負担軽減支援資金＊ ★ 〔既往借入金等の償還負担の軽減〕	農業者（個人・法人）	0.50	営農負債の残高	10年以内 〔特に必要な場合 15年以内〕	3年以内	
	農業経営改善促進資金（スーパーS） 〔短期運転資金〕	認定農業者	1.50	個人 500（施設園芸・畜産はこの4倍） 法人2,000（ " ）	1年以内	—	

注1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業により、予算の範囲内で、償還終了時までの金利負担軽減措置が講じられる。

注2. 実質化された人・農地プランに地域の中心経営体として位置づけられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者について、予算の範囲内で、貸付当初5年間の実質無利子化措置が講じられる。

注3. ＊印の6資金については、東日本大震災による被災農業者等が借り入れる場合、最長18年間実質負担金利0%で償還期限・据置期間がそれぞれ3年延長となる特例措置がある。

注4. 特認とは、「処理高度化施設整備計画」が、家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図る計画（例：送風装置付き堆肥舎、乾燥施設等）または、環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転する計画となっていること。

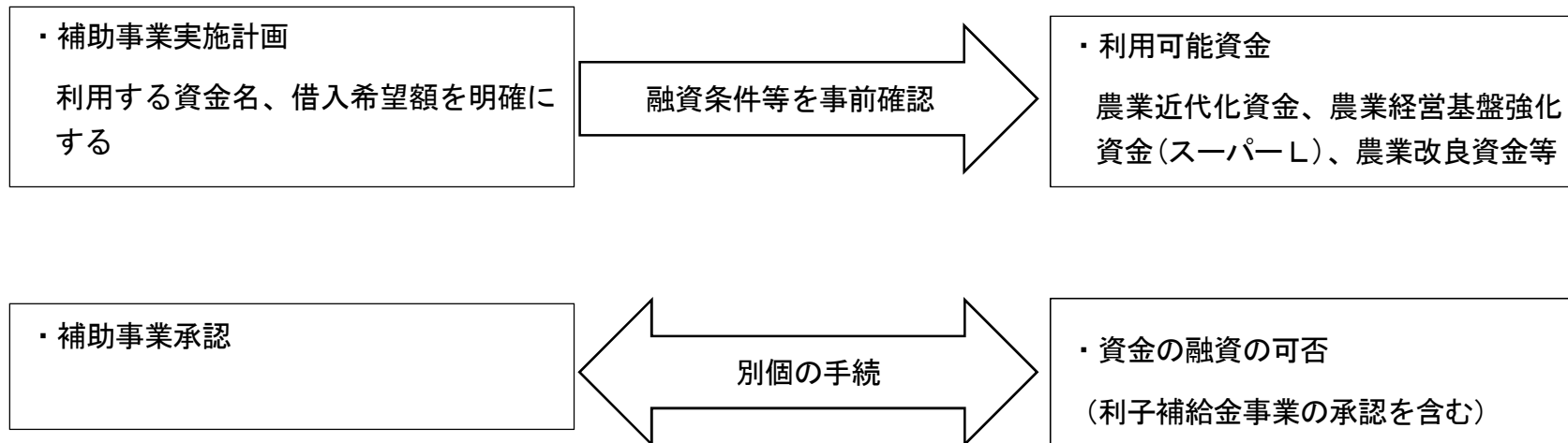
◎：経営改善関係資金（5資金）、★：負債整理関係資金（2資金）

2 (3) 農業制度資金における補助残融資の取扱い

補助事業において、事業費のうち補助金を除いた金額（補助残）は事業主体による自己負担となるが、補助残額の全部又は一部が調達困難な場合、事業主体が借受者となり農業制度資金による補助残融資を受けることができる。

○農業制度資金による補助残融資

資金ごとに融資条件や借入申込の手続き等が異なる。補助残融資を希望する場合は事前に資金担当課と十分に連携を図ること。



○農業近代化資金（農業近代化資金利子補給金事業）の留意事項

補助残融資の対象資金	補助残融資は補助事業により既に政策優遇された事業であることから、上乘せ利子補給措置が講じられた政策資金は対象外とし、「一般資金」での対応に限る。ただし、公社営事業、融資主体型補助事業及び市町単独補助事業の場合を除く。
補助残融資の申請時期	補助事業関連の補助残融資は、原則として補助金の交付決定が行われた後に承認申請書（補助金交付決定の写し添付）を提出する。しかし、事業着工の関係上、補助事業の申請と同時並行で資金の申請を進めなければならない事例も多い。この場合、県・市町の補助事業所管課と十分に事前調整を行った上であれば、資金の申請を進めて差し支えない（事業開始前に資金の承認を受ける）。
貸付要件の継続性	上乘せ利子補給を行う資金の貸付要件は、償還終了時まで継続されることが必要となる。 借受者の死亡や経営移譲、法人化等により認定農業者名義が変更となる場合は、速やかに栃木県農業近代化資金利子補給金交付要領第19 に定める貸付条件変更の承認手続きを行う。 例) 認定農業者育成確保資金及び産地基盤強化資金の貸付要件 認定農業者
認定農業者の法人化	認定農業者である借受者が法人化する場合、認定を受けた農業経営改善計画と同一内容の計画により新法人が認定を受け、融資対象物及び近代化資金の債務を一括して引き継ぐことが必要となる。
知事特認	認定農業者育成確保資金及び産地基盤強化促進資金の融資率（100分の100）は、貸付限度額（個人にあっては1,800万円、法人にあっては3,600万円）に達するまでに限り適用される。 知事特認は栃木県農業近代化資金利子補給金交付要領第7の2の規定に基づき、知事が特に認めた場合に貸付限度額を超えて貸付額を設定できるものであり、一般資金での対応となる。
事前着工	利子補給承認前に事前着工したものは、原則として利子補給対象事業とは認めないこととしているため、承認時期や承認までに要する期間を十分に確認の上、余裕をもった申請を行う。
許認可等を必要とする事業の取り扱い	農地転用許可、開発許可、特定施設の届出、建築確認などの他の法令等に基づく許可、認可又は届出等を要する事業である場合は、許可、認可、受理等が行われた日以降において資金の承認申請書（許可書等の写しを添付）を提出する。 ただし、事前の調整により、許認可等が確実に見込まれる場合は、許認可等に先行して資金の承認申請書（許可申請書等の写しを添付）を提出することができる。なお、事後に許可書等の提出を求め、許可等が行われたことを確認する。

3(2) 農業共済制度

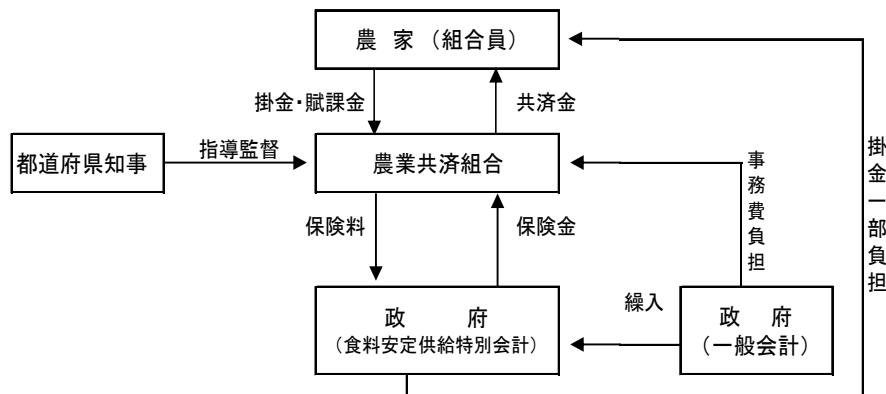
1 農業共済制度の特色

国の農業災害対策の基本として、農業保険法に基づき実施される公的な保険制度である。

農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害があれば発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う仕組みであり、農家が支払う共済掛金及び組合の運営事務費の一部を国が負担している。

2 農業共済制度の運営組織

農業共済組合は、大きな災害に見舞われた場合など組合だけでは支払いができなくなる場合に備え、共済責任の一部分を政府の保険に付している。



3 共済事業の種類及び共済目的

注：()内は栃木県では実施していない。

- ① 農作物共済 ----- 水稻、陸稲、麦
- ② 家畜共済 ----- 牛、馬、豚
- ③ 果樹共済 ----- なし(うんしゅうみかん、りんご、もも、くり等)
- ④ 畑作物共済 ----- 大豆、蚕繭(そば、えだまめ、ばれいしょ、小豆、いんげん、茶、たまねぎ等)
- ⑤ 園芸施設共済 ----- ガラス室、プラスチックハウス等の本体及び被覆材
※オプション：附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用
- ⑥ 建物共済 ----- 建物、家具類
- ⑦ 農機具共済 ----- トラクター、コンバイン、田植機、スピードスプレーヤー、農業用ホイールローダー
- ⑧ 保管中農産物補償共済 保管及び輸送中の上記①、③及び④(※蚕繭除く)

4 県の役割

農業保険法に基づき、農業共済組合の円滑な運営と共済事業の適正な執行を図るため、農業共済団体に対し検査及び指導を実施する。(法定受託事務)

5 制度改正

平成30年4月1日、農業災害補償法が、農業保険法に改称施行された。

以後、収入保険制度の開始に加え、既存の農業共済制度も大幅な見直しが続いている。

これまで及び予定されている改正点を、それぞれ以下に記す。

① 農作物共済

- ・任意加入制への移行
- ・地域インデックス方式及び一筆半損特約の新設
- ・一筆方式の廃止

② 家畜共済

- ・死亡廃用共済と疾病傷害共済への分離・選択
- ・肥育牛等の事故発生時での資産価値による補償の導入
(期首の資産価値での補償から、事故発生時の資産価値で補償される)
- ・家畜の異動に伴う再保険金の支払
(共済事故1件ごとに再保険金を支払う方式から、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式となった)
- ・初診料を含む診療費全体のうち1割の農業者自己負担
(初診料は全て自己負担で、それ以外の診療費は共済金で補填していたが、初診料を含む診療費全体の1割を自己負担する形となった)
- ・家畜商経由の場合の牛白血病の共済金支払
(と畜場で発見される牛白血病は、農業者出荷の場合だけではなく、家畜商経由の場合も共済金支払の対象となった)
- ・共済掛金の国庫負担限度額の引き上げ
- ・搾乳牛、育成乳牛の生殖・泌乳障害等の事故除外方式の追加

③ 果樹共済

- ・特定危険方式及び樹園地方式の廃止

④ 畑作物共済

- ・地域インデックス方式及び一筆半損特約の新設
- ・一筆方式の廃止
- ・補償割合の選択肢増
(全相殺方式：9割のみから8割、7割を追加。半相殺方式：8割のみから7割、6割を追加)

⑤ 園芸施設共済

- ・短期加入の廃止
(施設本体の設置期間のうち、被覆している期間だけ加入する短期加入オプションを廃止)
- ・小損害不填補の選択肢の増加
(3万円又は共済価額の5%超、10・20・50・100万円超のいずれかの被害額から選択する)
- ・共済掛金への国庫補助限度額の拡大
(1農家当たりの共済金額8千万円までの限度額を1億6千万円まで引き上げる)
- ・共済掛金の割引パッケージの導入
(所定の要件に合致する団体の構成員が一斉加入した場合に、掛金・賦課金を割引く)
- ・補強した施設(プラスチックⅡ類の一部施設)の掛金割引
- ・耐用年数を2.5倍以上経過した施設の選択加入制の導入

【令和2年9月から】

- ・復旧費用特約の特約の導入(耐用年数超過後の補償の上限は、新築時価額の6割までであったが、8割まで向上できる。棟ごとに導入選択可)
- ・付保割合追加特約の導入(補償の上限は、新築時価額の8割までであったが10割まで向上できる。棟ごとに導入選択可)
- ・小損害不填補の選択肢増加(上記のほか、1万円も追加。棟ごとに導入選択可。)
- ・棟ごとの付保割合の選択制の導入(補償額の大小と掛金の大小に影響する付保割合は、これまで1農家あたり1つしか選択できなかった。これを棟ごとに選べるようになることで、上記の特約とあわせ、補償を厚くしたい施設をより重点的にケアできる)

【令和3年4月から】

- ・本体価額等の見直し（一部施設について、本体価額、被覆材価額と耐久年数、施設内農作物の価額算定率を改定し、実勢価格に見合うものとする）
- ・補強した施設（プラスチックⅡ類の一部施設）の掛金割引（従前にも措置されていたが範囲を拡大）

⑥ 建物共済

- ・特になし

⑦ 農機具共済

【令和3年4月から】

- ・新調達価額（補償の上限）を、1,500万円から2,000万円に向上

⑧ 保管中農産物補償共済

【令和2年9月から】

- ・制度の新設（水稲・陸稲・麦・なし・大豆について、保管中の自然災害や輸送中の事故で被害があった場合に補償が受けられる。過去、建物内保管中の被害については、建物総合共済のオプションとして用意されていたが見直され、別立てで制度化されたもの）

その他

掛金の扱い

- ・危険段階別掛金率の義務化
- ・無事戻し金の廃止

6 県単独補助事業と農業共済加入の要件化

農林水産省から、都道府県が独自に実施する補助事業等について、施設の整備を支援するような場合、申請者の園芸施設共済等の加入を要件化するよう求められている。

令和4年4月現在、

- ・魅力ある中山間地域づくり事業（農村振興課）
- ・経営資源有効活用リフォーム支援事業（経営技術課）
- ・園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業（生産振興課）

以上3つについて、園芸施設共済の加入を要件化することで対応している。

3 (3) 農業経営収入保険制度

1 対象者

青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者
(個人・法人) を対象 (任意加入制)

※加入申請時に青色申告実績が1年あれば加入できるが、
加入時の申告実績により補償限度額の上限がある。

加入時の青色申告実績	補償限度額の上限
4年以上	80%
3年	78%
2年	75%
1年	70%

2 対象収入

自ら生産した農産物の販売収入全体を対象

※農業者自ら生産した農作物を加工して、販売している場合はその収入も含める。

3 対象要因

自然災害や価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入の減少 (新型コロナウイルスも対象)

4 補償内容

○基準収入

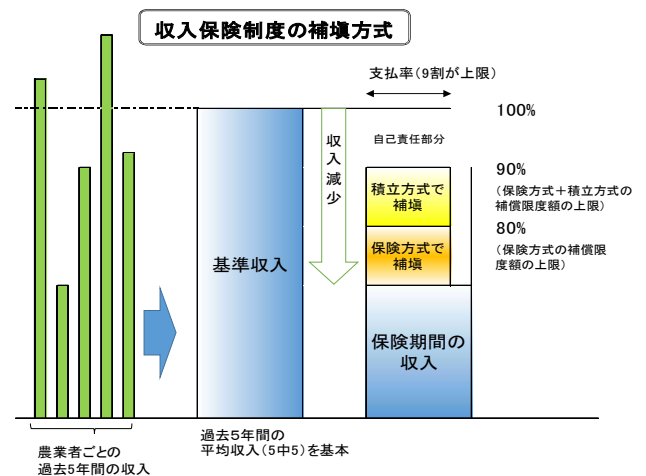
農業者ごとの過去5年間の平均収入

○補償方式

掛捨ての保険方式と掛捨てではない積立方式

○補償限度額及び支払率

保険期間の収入が基準収入の9割水準 (5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限) を下回った場合に、補償限度額と当年収入の差額の9割 (支払率の上限) の補填金を支払う。



【 保険方式の補償限度額と保険料率 】

補償限度額	標準保険料率 (加入者負担分5割)
基準収入の80%	2.460% (1.230%)
基準収入の78%	2.176% (1.088%)
基準収入の75%	1.809% (0.905%)
基準収入の70%	1.336% (0.668%)
基準収入の60%	0.751% (0.376%)
基準収入の50%	0.451% (0.226%)

【 積立方式の補償幅 】

基準収入の10%又は5%

【 支払率 】

90%、80%、70%、60%、50%を設定
保険方式と積立方式で別々に選択できるが、
積立方式の支払率は、保険方式の支払率以下からの選択となる。

○保険料・積立金

保険料は掛捨てで、50%の国庫補助が入る。保険料率は危険段階別に設定され、保険金の受取りがなければ、段階的に保険料率が下がっていく。なお基準となる保険料率は、3年に1度見直される。

積立金は75%の国庫補助が入り、補填に使われない限り、翌年に持ち越される。

5 加入・支払時期

○保険期間

個人は1月～12月、法人は事業年度の1年間

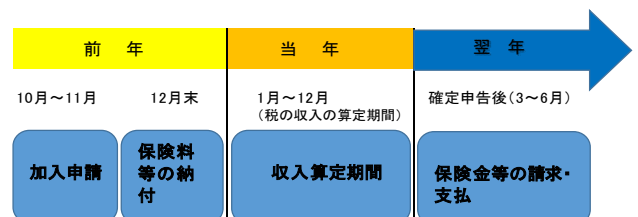
○加入時期

原則として収入算定期間の開始前までに、加入申請を行い、保険料・積立金を納付

○補填金の支払時期

収入算定期間終了後の税申告後に補填金を支払
(個人は翌年3～6月)

加入・支払等のスケジュール



(注) 個人の場合のイメージ

6 実施主体

全国を区域とする農業共済組合連合会（全国連）
共済組合が、全国連から業務委託を受け加入事務等を行う。

7 類似制度との関係

収入減少を補填する機能を有する類似制度とは「選択加入」となるが、新規加入者は、令和4年から野菜価格安定制度との2年間の併用が可能。（※ただし、支払時は同制度分を控除。）

なお、コスト増も補填するマルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目から除く。

8 つなぎ融資

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になるが、保険期間中であっても、自然災害により、補填金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることができる。但し、つなぎ融資を受けた金額は、補填金と相殺して返還となる。

【 参 考 】 補填金額の試算

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割+積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

保険料・積立金の金額 31.4万円

保険料 8.9万円（掛捨て）
積立金 22.5万円（掛捨てではない）
合計 31.4万円

保険料率

補償限度	保険料率	国庫補助(50%) 後の保険料
80%	2.460%	1.230%

@保険料 720万円（保険限度額）×1.230%（保険料率）= 88,560円

積立金 90万円（保険限度額）×25%（積立率）= 22,500円

事務費 2.2万円（国庫補助後）

加入者割（4,500円）と補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）

@加入者割 4,500 + 補償額割 17,820（810万×22）= 22,320円

補填金額

収入減少の程度 （保険期間の収入）	補填金の合計	補填金の構成		補填金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入）
		保険方式 （保険金）	積立方式 （特約補填）	
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

※令和2年の保険期間から、掛金を抑えられるタイプも導入されている。

4 (1) 農協検査の概要

1 検査実施対象農協

総合農協 10 組合

ただし、請求検査及び認定検査は、専門農協 9 組合、2 厚生連、県畜連も対象に含む

2 検査の種類

(1) 【法的根拠による分類】

① 請求検査

農業協同組合法（以下「法」という。）第 94 条第 1 項に基づく組合員の請求による検査

② 認定検査

法第 94 条第 2 項に基づき、行政庁が法令等の違反の疑いがあると認めるときに行う検査

③ 随時検査

法第 94 条第 3 項に基づき、行政庁が貯金又は共済の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときに行う検査

④ 常例検査

法第 94 条第 4 項に基づき、貯金又は共済の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年 1 回を常例として行う検査

⑤ 子会社又は共済代理店の検査

法第 94 条第 5 項に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときに、当該組合の子会社等又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査

⑥ 要請検査

随時検査の内、信用事業を行う組合に関して、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める時に行う検査（法第 98 条第 1 項）

(2) 【検査実施範囲による分類】

① 全面検査

対象組合の全部門について行う検査

② 部分検査

あらかじめ特定した事項（実務上は信用部門及び共済部門）又は検査官及び検査に従事する職員が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査

③ 事後確認検査

認定検査、随時検査又は常例検査を実施した組合を対象として、検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

4 (2) 農協検査のフローチャート

